

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税、地方消費税）		
要望項目名	福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 福島国際研究教育機構の設立（令和5年4月予定。以下「機構」という。）に伴い、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税及び地方消費税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ・特例措置の内容 ○法人住民税（法人税割）（法人税法別表第一の公共法人としての非課税措置を適用） ○事業税（地方税法第72条の4による非課税措置を適用） ○不動産取得税（地方税法第73条の3による非課税措置を適用） ○固定資産税（地方税法第348条6項による非課税措置を適用） ○都市計画税（地方税法第702条の2による非課税措置を適用） ○事業所税（法人税法別表第一の公共法人として非課税措置を適用） ○地方消費税※消費税（国税）と連動した要望		
関係条文	地方税法第25条第2項（法人住民税（法人税割））、第72条の4第1項第2号（事業税）、第73条の3（不動産取得税）、第348条第6項（固定資産税）、第702条の2（都市計画税）、第701条の34第1項（事業所税）法人税法第2条第5号、第4条第2項及び別表第一		
減収見込額	[初年度] ▲0.068 （ — ） [平年度] ▲1,919 （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行う機構を新たに設立することにより、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献する。 （2）施策の必要性 原子力災害に見舞われた福島浜通り地域等においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の取組など、引き続き多くの課題が残されており、こうした中長期的な対応が必要な原子力災害からの復興・再生については、引き続き、国が前面に立って取り組むこととしている。 このような背景から、「国際教育研究拠点の整備について」（令和2年12月18日復興推進会議決定）において、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設することを決定。また、令和4年3月、機構の基本的な考え方や機能を定めた「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）を策定。令和4年2月、機構の設立に向けた、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月に成立。機構を令和5年4月に設立することを予定している。 機構は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発や成果の普及、人材の育成等を行うこととしている。具体的には、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。加えて、企業や関係機関を巻き込みながら研究開発の成果の実用化・新産業創出に着実につなげるとともに、大学院生や地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象とした人材育成の取組を行う。こうした研究開発や産業化、人材育成について、機構を設立することで、その動きを加速していく。 機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立
有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人（機構）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に研究開発等の事業を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である福島をはじめとする東北の復興や研究等に支障を及ぼしかねない。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	（国税） ○所得税（所得税法別表第一の公共法人等に係る非課税措置を要望） ○法人税（法人税法別表第一の公共法人に係る非課税措置を要望） ○消費税（消費税法別表第三に掲げる法人に係る課税の特例措置を要望） ○印紙税（印紙税法別表第二の非課税法人として要望） ○登録免許税（登録免許税法別表第二の非課税法人として要望）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加え、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
	要望の措置の妥当性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である。税制上の措置は、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発の推進に必要である。 なお、同様の業務等を担う国立研究開発法人は税制上の優遇措置を受けていることから、機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くこととなる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—